

(平成21年12月 3日付け21林整計第210号 林野庁長官通知)
(一部改正 平成22年 9月24日付け22林整計第133号 林野庁長官通知)
(一部改正 平成22年11月26日付け22林整計第161号 林野庁長官通知)
(一部改正 平成23年11月21日付け23林整計第161号 林野庁長官通知)
(一部改正 平成24年 3月29日付け23林整計第323号 林野庁長官通知)
(一部改正 平成25年 2月27日付け24林整計第204号 林野庁長官通知)

各都道府県知事 }
沖縄総合事務局長 } 宛

林野庁長官

森林整備加速化・林業再生事業の運用改善について

森林整備加速化・林業再生事業については、平成21年度第1次補正予算の執行の見直し(平成21年10月16日閣議決定)において、全額の執行が認められた。

また、緊急雇用対策(平成21年10月23日緊急雇用対策本部決定)において、本事業の運用改善(人材養成の重視、施業の集約化の推進等)を行うこととされた。

さらに、平成23年度補正予算(第3次)において、東日本大震災の復興に必要な木材を安定供給する体制を構築する目的で、平成26年度まで期間を延長することとなった。

これらを踏まえ、本事業の必要性、有効性等に一層留意し、本事業をより効果的に実施する観点から、下記により運用の改善を図ることとするので、適切な執行をお願いする。

記

1 効果的な事業の実施に不可欠な人材の養成

(1) 都道府県、地域協議会等は、事業を適切に実施し、かつ事業成果を着実に上げるためには、実施する事業に係るコスト意識、必要な技術を習得した人材が不可欠であることに鑑み、事業主体に対し、提案型集約化施業の進め方、林業機械の効率的な使用、路網整備等に係る研修を実施すること。

(2) 本事業のうち「間伐等」、「林内路網整備」、「森林境界の明確化」又は「高性能林業機械等の導入」の事業メニューに取り組む事業主体は、(1)の研修を必ず受講すること。

(3) 都道府県知事は、事業を適切に推進するための指導ができる人材を養成するため、林野庁が行う都道府県職員向けの研修会(別途通知する講師養成研修及び講師フォローアップ研修をいう。)を担当職員に受講させること。

2 集約化を確実に推進するための措置

(1) 都道府県知事は、効率的な森林整備の促進のため、本事業のうち「間伐等」、「林内路網整備」及び「森林境界明確化」が集約化施業の推進と一体的に取り組むことが重要であることを踏まえ、平成22年度以降にこれらの事業メニューを行う場合においては、原則として、「多様な森林整備推進のための集約化の促進について」（平成19年3月30日付け18林整第1250号林野庁長官通知。以下「集約化促進通知」という。）に基づき設定される集約化推進区域において計画すること。

また、都道府県知事は、平成22年度以降に実施する「高性能林業機械等の導入」の事業メニューについては、原則として、集約化推進区域における集約化施業の推進に資すると認められるものについて計画すること。

(2) 平成22年度以降に「間伐等」、「林内路網整備」又は「森林境界の明確化」を実施する事業主体は、原則として、集約化促進通知に基づき集約化実施計画を作成すること。

また、平成22年度以降に「高性能林業機械等の導入」を実施する事業主体は、原則として、集約化推進区域において事業を実施するとともに、高効率な作業システムの構築に必要な高性能林業機械等の導入を図ること。

(3) 平成22年度以降に「間伐等」、「林内路網整備」、「森林境界の明確化」又は「高性能林業機械等の導入」の事業メニューを集約化推進区域以外の区域において計画する場合には、都道府県知事はその旨及び理由を林野庁長官（沖縄県知事にあつては内閣府沖縄総合事務局長）に報告すること。

(4) 集約化施業の普及・促進を図るため、集約化実施計画の達成状況等の事業の成果については、地域協議会等において取りまとめ、インターネットのウェブサイト等効果的な手法により広く公表すること。

3 木材加工流通施設等整備及び木質バイオマス利用施設等整備の改善

(1) 「森林整備加速化・林業再生基金事業実施要領の運用について」（平成21年5月29日付け21林整計第87号林野庁長官通知。以下「運用通知」という。）第4の規定により、事業主体は相当期間にわたって事業活動を継続することが確実にあり、かつ、規約等により適正な運営が行われることが確実にであると認められるものに限ることとしていることから、都道府県知事は、事業計画の採択に当たっては、事業主体の経営状況に係る情報を収集・把握するよう努めること。

(2) 都道府県知事は、施設整備に係る事業計画の採択に当たっては、原料の入手、販売経路の確保等が事業の成否を左右する重要な要素であることに鑑み、施設装置や機械の内容・配置、原料調達計画、販売計画、管理運営計画、資金計画等に基づく損益計画等を十分吟味し、健全な運営が確実に見込まれる施設整備に絞り込んだ上で、これを行うこと。

特に、原料調達計画については、原料供給者との安定取引協定の内容や周辺地域の森林における伐採及び木材供給の見込み等に照らして、原料の安定的な調達が可能で

あるかどうかには留意すること。

- (3) 都道府県知事は、施設整備について、「森林整備加速化・林業再生事業実施要綱」（平成21年5月29日付け21林整計第83号農林水産事務次官依命通知）第8の規定に基づき、事業の効率性・透明性の確保を目的とする事前評価及び事業効果の発現状況等に係る事後評価を実施するに当たっては、「森林整備加速化・林業再生基金事業実施要領」（平成21年5月29日付け21林整計第89号林野庁長官通知。以下「実施要領」という。）第7の規定による費用対効果分析手法により適切に実施すること。

なお、事業主体は、費用対効果分析の算定に当たっては、その算出根拠となる数値が事業計画と整合していることに注意するなど、その妥当性について十分検証すること。

- (4) 都道府県知事は、事業費が5,000万円以上の施設であって収支を伴うものの整備に係る事業計画の採択に当たっては、運用通知第5の8の規定に基づく経営診断の結果を十分吟味すること。

なお、都道府県知事は、事業費が5,000万円未満の施設であっても、利用計画や収支計画等の妥当性、確実性の明確化を図る観点から、経営診断を受診するよう事業主体に積極的に指導すること。

- (5) 都道府県知事は、間伐材を中心とした地域材の利用の拡大が図られるよう、施設整備後も事業計画に基づいた地域材利用量の確保を着実に図ること、及び施設を十分に活用することについて十分配慮すること。

4 木造公共施設等整備の改善

- (1) 都道府県知事は、納税者たる国民の視点に立ち、木造公共施設の整備の改善に当たっては、その必要性や効率性、有効性等を厳に検証すること。

- (2) 都道府県知事は、事業採択に当たっては、当該施設が、多くの住民や利用者が訪問し、地域住民の交流や教育の場となるなど、公共性の高い施設であるかどうか十分吟味すること。

- (3) また、木材がコンクリートや金属、ビニール素材などと比べ、優れた調湿機能を有すること、衝撃吸収性が高いこと、熱伝導率が低いこと、炭素を貯蔵し地球温暖化防止に貢献することなど、利用者の健康や環境等に優しい暖かみのある自然素材であることに鑑みて、都道府県知事は、こうした木材の特性が積極的に発揮される施設整備の内容となっているかどうかについても吟味すること。

- (4) 都道府県知事は、事業の採択に当たっては、事業の効果が当該施設自体の整備に伴う地域材の利用にとどまらず、他の公共施設等の整備においても地域材の利用を喚起するなど木材需要のさらなる拡大につながるよう、真にモデル的な施設の整備であって、かつ地域の森林整備及び林業の振興にも資すると認められるものに絞り込んだ上で、これを行うこと。

また、その成果を他のモデルとして広く普及すること。

- (5) 都道府県知事は、公共建築物等木材利用促進法の実効性を高めるため、整備する木造公共施設等の所在する自治体にあつては、同法に基づく市町村方針の作成が行われ

るよう強く努めること。

5 丈夫で簡易な路網整備を確実に推進するための措置

(1) 林業専用道（規格相当）

① 設計・技術審査会の設置

- ア) 林業専用道（規格相当）の整備を推進するため、必要に応じて地域協議会に設計・技術審査会（以下「審査会」）を設置すること。
- イ) 審査会は、都道府県が別に定める林業専用道の作設に関する指針（以下「指針」という。）の基準により難しい場合等について、その理由及び必要となる措置等について検討し、地域協議会へ報告する等の事務を行うこと。

② 林業専用道（規格相当）の作設

- ア) 林業専用道（規格相当）は、指針の基準を満たす林業専用道規格によるものとし、定額の単価は実施要領別紙1（基金事業終了時において、都道府県ごとの林業専用道（規格相当）の開設延長の合計に開設単価（1メートルあたり平均2万5千円を上限）を乗じた金額）によること。
- イ) 開設費がア)を超えると見込まれる路線が生じた場合は、事業主体は、定額の単価2万5千円を超えることについて、審査会へ設計図書を含む当該路線の実施計画の内容、定額単価を超過する理由等について説明すること。これを受け地域協議会はその概要について、都道府県へ報告すること。
- ウ) 都道府県は地域協議会から報告があった場合は、林野庁へ設計図書を含む当該路線の実施計画の内容等に係る協議を行うこと。
- エ) 運用通知別表1の3（1）①アのただし書きにより、都道府県が林野庁長官の承認を得て新たな基準を定めた場合、事業主体は、指針の例外となる場合である旨、理由及び利用の制限等必要な措置をとることについて審査会の承認を得ること。
- オ) 審査会は、承認をした場合は遅滞なくその旨を地域協議会及び都道府県へ報告すること。

③ 林業専用道（規格相当）の調査設計及び施工管理

- ア) 調査設計及び施工管理は、「林道工事調査等業務標準仕様書（平成16年4月1日付け15林整計第351号林野庁長官通知）」及び「林道工事標準仕様書（平成元年12月25日付け元林野基第679号林野庁長官通知）」に基づき行うこと。
- イ) 運用通知別表1の3（1）①アのただし書きにより都道府県が林野庁長官の承認を得た場合は、都道府県は、必要な技術基準及び仕様書を定める等して適切に調査設計及び施工管理が行えるようにすること。

④ 台帳の作成及び管理

- ア) 林業専用道（規格相当）を作設した事業主体は、運用通知第6の2により適切に施設の管理を行うことができるよう、位置図及び平面図を備えた台帳を作成し保存すること。
- イ) 事業主体は、作設した林業専用道（規格相当）について市町村と情報の共有を

行い、市町村は、市町村森林整備計画概要図に反映させるとともに参考資料として林業専用道（規格相当）の作設年度及び位置番号（以下「作設年度等」という。）を付した平面図を保存し、広く情報の提供を行うこと。

ウ) 都道府県は、作設された林業専用道（規格相当）が管理者により適切に管理されるよう、地域協議会等と連携し、実態把握や周知等の取組を行うよう努めること。

(2) 森林作業道

① 維持管理

森林作業道を作設した事業主体は、その維持管理について、「森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知）」5の(3)に準じ適切に行うこと。

② 台帳の作成

ア) 森林作業道を作設した事業主体は、運用通知第6の2により適切に施設の管理を行うことができるよう、位置図及び平面図を備えた台帳を作成し、保存すること。

イ) 事業主体は、作設した森林作業道について市町村と情報の共有を行い、市町村は市町村森林整備計画概要図の参考資料として、作設年度等を付した平面図を保存し、市町村における路網資料として活用すること。

なお、市町村は、平面図を参考に市町村森林整備計画概要図に作設年度等を付記すること。

③ 上限建設費について、都道府県が路線ごとに設定した定額助成の対象となる事業費の単価の額が4千円を超える場合、事業主体は、地域協議会への当該路線の実施計画の内容、理由等を説明すること。地域協議会はその概要について、都道府県へ報告すること。なお、都道府県は地域協議会から報告があった場合は、林野庁へ当該路線の実施計画の内容等に係る協議を行うこと。

(3) チェックリストの活用

地域協議会は、林業専用道（規格相当）については、運用通知別表1の3（2）

①エに基づき、事業関係者間でチェックリストを活用した取組が図られるよう働きかけるとともに、その取組の状況を都道府県知事に報告すること。

(4) 林業専用道（規格相当）及び森林作業道の作設に当たっては、丈夫で簡易な路網整備の着実な推進を図っていく観点から、可能な限り路網整備に係る人材研修等の受講者の積極的な活用を図ること。

6 地域協議会の運営等について

現下の円高状況において、輸入材に対抗できる国産材の生産体制を確立し、復興に必要な木材を全国的に安定供給するとともに、内需振興型産業である林業・木材産業の再生を図るという趣旨を踏まえ、従来の協議会を廃止して改めて協議会を設置することとし、本事業を効果的に実施するため、次に掲げる事項に努めるものとする。

また、地域材の需要拡大を図りつつ、短期的に大きく変動する原木需要に応じた機動

的な生産を可能とするため協議会を設置し、強い林業・木材産業の構築に努めるものとする。

- (1) 本事業の趣旨が変更したことを踏まえ、新たな目的に柔軟に対応できる体制を整備すること。
- (2) 本事業をより柔軟かつ機動的に実施する観点から、運用通知第3に規定する代表者や役員については、実務者レベルとすること。

7 復興に必要な原木を安定供給するための対策

東日本大震災により被災した地域の復興に必要な原木を安定的に供給する体制を全国規模で構築し、円高状況下においても、地域材の活用促進、森林所有者の収益向上及び林業経営意欲の向上を図ることを目的として、実施要綱別表の1のメニューで以下の取組を行うこと。

(1) 供給部会の設置

地域協議会の下に、森林組合、素材生産事業者、地方自治体、有識者等、主に原木の供給を担当する者で構成する組織（以下、「供給部会」と言う。）を設置し、原木安定供給プランの作成、安定供給を行う際のルールの方針策定、供給可能見込み量の集積等を行う。

なお、必要に応じて、地域ごとの支部会を設置することができるものとする。

(2) 原木安定供給プラン

① 原木安定供給プランの作成

供給部会は、森林調査を実施し、地域における材質別の資源割合を把握した上で、この調査結果と森林経営計画（森林経営計画策定以前については森林施業計画）の計画量も踏まえ、別記様式第1号により平成24年度から平成26年度までの原木安定供給プランを作成し、平成24年12月末までに都道府県知事に提出する。

② 都道府県知事の承認

都道府県知事は、供給部会から提出された原木安定供給プランについて、妥当と判断できる場合はこれを承認するものとする。

(3) 安定供給プランの実践

供給部会は、原木安定供給プランに基づく進行管理、協定取引についての支援、実践段階で発生した課題解決等、原木安定供給プランの確実な実施に向けた取組を行う。

(4) 実施結果報告書

供給部会は、実施結果の評価・分析、改善策の取りまとめを行い、平成27年3月31日までに別記様式第2号により実施結果報告書を都道府県知事に提出する。

(5) 取組状況の報告

供給部会は、平成24年度及び平成25年度の取組状況について、それぞれ翌年度の6月30日までに別記様式第3号により取組状況報告書を都道府県知事に提出する。

(6) 林野庁長官等への報告等

- ① 都道府県知事は、(2)の②により承認した原木安定供給プラン、(4)により提出された実施結果報告書、(5)により提出された取組状況報告書を速やかに林野庁長官

等（沖縄県知事にあつては、内閣府沖縄総合事務局長。）に報告するものとする。

- ② 内閣府沖縄総合事務局長は、(6)の①により報告のあつた原木安定供給プラン、実施結果報告書、取組状況報告書の写しを速やかに林野庁長官に送付するものとする。

(7) 支援機関

供給部会は、原木の安定供給のための取組を円滑に進めるため、当該取組について指導、助言等を行う支援機関を選定することができる。

(8) 研修等の実施

供給部会は、必要に応じ、森林調査の方法等、原木安定供給プランの作成、実践に必要な知識や技術を習得するための研修を行うことができる。

8 経過措置等について

森林整備加速化・林業再生事業の運用改善についての一部改正（平成23年11月21日付け23林整計第161号林野庁長官通知）の施行前における森林整備加速化・林業再生事業の運用改善について（平成21年12月3日付け21林整計第210号林野庁長官通知）に基づき計画していた事業について、平成21年度及び平成22年度に造成した基金を財源として行うもので平成23年度中に着手したものにあっては、なお、従前の例によることとする。